第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書
第五十七条	申請書に、遺児年金の国民年金証書を添えて、これ
	ならない。
第五十九条	（略）
第六十条の三	申出書に、老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書を添えて、これ
	ならない。
第六十条の四	国民年金支給停止事由該当届に、寡婦年金の国民年金証書を添えて、すみやかに、これ
	ならない。
（削る）	（削る）
第六十条の五	（略）

（新設）	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	
（新設）	申請書	
	ならない。この場合において、当該申請書に基礎年金番号を記載するときは、当該申請書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	
第五十九条	（略）	
（新設）	申出書	
	ならない。この場合において、当該申出書に基礎年金番号を記載するときは、当該申出書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	
（新設）	速やかに、氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由が生じた年月日及びその事由が生じた年月日を記載した届書	
	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。	
（削る）	（削る）	
第六十条の五	（略）	

（新設）	（新設）	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（新設）	（新設）	（略）
第五十九条	（略）	
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
第六十条の四及び第六十条の五第一号	寡婦年金の国民年金証書	
第六十条の五	（略）	